

「さいたま市週休2日制適用工事」実施要領

(目的)

第1条 建設業における週休2日の確保は、将来に渡る社会資本の安定的な整備・維持管理を支える担い手確保の観点から重要な取り組みである。よって本市発注の土木工事において週休2日制を推進し建設現場の環境改善及び週休2日制の定着を図るとともに、多様な働き方への対応を含めた働き方改革の更なる推進及び取組の質の向上を目的とするものである。

本要領は、「さいたま市週休2日制適用工事」(以下、週休2日工事という。)の実施にあたり、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 週休2日工事

「さいたま市週休2日制適用工事(現場閉所型)(以下、週休2日工事(現場閉所型)と呼ぶ。)」及び「さいたま市週休2日制適用工事(交替制)(以下週休2日工事(交替制)と呼ぶ。)」の総称をいう。

(2) 週休2日工事(現場閉所型)

対象期間において、現場閉所による週休2日に取り組む方式。

(3) 週休2日工事(交替制)

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休2日に取り組む方式。

(4) 週単位の週休2日

① 週休2日工事(現場閉所型)における場合

対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

② 週休2日工事(交替制)における場合

対象期間において、全ての週で対象者の平均休日数の割合(以下「平均休日率」という。)が、28.5%(2日/7日)以上を達成したと認められる状態をいう。

(5) 月単位の週休2日

① 週休2日工事(現場閉所型)における場合

対象期間において、全ての月で4週8休(現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日))以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月における対象期間内の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

② 週休2日工事(交替制)における場合

対象期間において、全ての月で対象者の平均休日率が、28.5%(8日/28日)以上を達成したと認められる状態をいう。ただし、月単位の週休2日(28.5%(8日/28日))の判断にあたり、ひと月を通して特定の曜日で休日確保を行っても平均休日率が28.5%に満たない月は、その月における対象期間内の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場

合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

(6)通期の週休2日

①週休2日工事（現場閉所型）における場合

対象期間において、4週8休（現場閉所率が28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

②週休2日工事（交替制）における場合

対象期間において、対象者の平均休日率が、28.5%（8日/28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

(7)現場閉所

週休2日工事（現場閉所型）において、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(8)休日

週休2日工事（交替制）において、対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

(9)対象期間

①週休2日工事（現場閉所型）における場合

現場着手日から現場完了日までの期間とする。

なお、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

②週休2日工事（交替制）における場合

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。

元請企業については現場着手日から現場完成日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(10)対象者

週休2日工事（交替制）において、当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

(11)休日率

週休2日工事（交替制）において、対象者の対象期間内の休日日数を対象期間の日数で除したものをいう

休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

(12)平均休日率

週休2日工事（交替制）において、対象者の休日率の合計を対象者数で除したものをいう

平均休日率＝ 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

(13)適用除外

発注者が、当該工事を第3条ただし書きに該当するものと判断し、発注時において、本要領の適用を除外したものをいう

(対象工事)

第3条 週休2日工事は、原則全ての土木工事を対象として実施するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合、適用除外とする。

- ・対象期間が1週間未満の工事
- ・単価請負契約工事など、緊急対応が求められる工事
- ・工事所管課（所・室）の判断で適用除外とする工事

なお、発注者は、対象工事である旨を特記仕様書に明示する。

(実施方法)

第4条 発注者は、追加持記仕様書に実施方法について記載するものとする。

2 現場着手前に以下のとおり対応するものとする

受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

3 対象期間中は以下のとおり対応するものとする

(1)週休2日工事（現場閉所型）

受注者は、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制（※）を活用する場合、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の書類の写しを提出する。（工事着手後に協議する場合も同様）。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

※1年単位の変形労働時間制とは（労働基準法第32条の4）・・・

労使協定を締結することにより、1箇月を超える1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度。

(2)週休2日工事（交替制）

受注者は、現場完了後、週休2日の取得状況が確認できる資料を発注者に提示するものとする。なお、提示資料の様式は任意とし、休日確保の実績が確認できる書類によるものとする。

なお、休日確保の状況確認にあたっては、建設キャリアアップシステム（以下：CCUSという）の就業履歴一覧等の提示により監督員の確認を受けるものとする。CCUSによる確認が困難な場合は、確認方法について、事前に監督員と協議の上、決定すること。

天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制（※）を活用する場合、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日

工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の書類の写しを提出する。(工事着手後に協議する場合も同様)。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

(工期の変更)

第5条 週休2日確保を理由とした工期の変更はできないものとする。ただし、工期の変更理由が以下に示す受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行うものとする。

- ・契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた
- ・工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた
- ・その他特別な事情により全体工程に影響が生じた

(工事成績評定点)

第6条 工事成績評定における加点は行わない。また、週休2日が達成できなかったことによる減点も行わない。ただし、週休2日工事(現場閉所型)、週休2日工事(交替制)とも、通期の週休2日を達成できなかった場合、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて別途協議するものとする。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。ただし、令和6年9月30日までにさいたま市週休2日試行工事等の旧要領に基づいて起工した工事の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。ただし、令和7年9月30日までに旧要領等に基づいて起工した工事の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。ただし、令和8年9月30日までに旧要領等に基づいて起工した工事の取り扱いについては、なお従前の例による。